

埼玉県青少年健全育成審議会の概要

設置年月日	昭和58年10月1日
設置根拠	執行機関の附属機関に関する条例及び埼玉県青少年健全育成審議会規則
委員数・任期	現員13名（定数16名以内）・2年
職務内容	<p>青少年の健全育成に関する重要事項を調査審議し、及びその総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成の総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議 ・優良な図書等又は興行の推奨に関する事項の調査審議 ・有害図書、有害がん具等の指定や、有害広告文書の配布等の中止に係る命令等に関する事項の調査審議

平成23年度審議会スケジュール（案）

第1回（平成23年7月11日（月）15：00～知事公館中会議室） 議題等は次第のとおり
第2回（平成23年9月中旬予定） （1）青少年健全育成条例に基づく推奨図書の諮問について （2）青少年施策について （3）適宜適切な議題を審議予定
第3回（平成23年11月中旬予定） （1）今後の青少年施策について （2）適宜適切な議題を審議予定
第4回（平成24年2月上旬予定） （1）埼玉県青少年健全育成推進プランの改訂について （2）今後の青少年施策について （3）適宜適切な議題を審議予定

（参 考）

平成22年度審議内容

第1回（平成22年4月30日） （1）埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正案について （2）ネットアドバイザーの養成・派遣について （3）青少年に対する携帯電話の有害情報対策について
第2回（平成22年9月16日） （1）平成22年度埼玉県推奨図書の諮問について （2）埼玉県青少年健全育成条例の一部改正について （3）ネットアドバイザーの養成状況について （4）青少年に優良な映画の指定について
第3回（平成22年11月18日） （1）改正条例の施行状況について （2）埼玉県ネットアドバイザーの進捗状況について
第4回（平成23年2月8日） （1）有害図書の指定基準の見直しについて （2）「埼玉青少年の意識と行動調査」について （3）青少年課新規施策（案）について （4）改正条例の施行状況について （5）九都県市首脳会議にかかる共同取組について （6）青少年行政を取り巻く環境について

